

最低賃金

北海道最低賃金が 861 円に改定されます

北海道内で事業を営む使用者およびその事業所で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が改定されます。

▼効力発生年月日（予定）

令和元年 10 月 3 日

▼問合せ 厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室（☎ 011 - 788 - 6836）

商品券

【再発行不可】プレミアム付商品券の購入引換券を送付します

プレミアム付商品券の購入対象者に 9 月中旬から購入引換券を簡易書留で送付します。紛失等いかなる理由であっても再発行できませんのでご注意ください。

▼購入期間 9 月 24 日（火）～令和 2 年 2 月 14 日（金）

▼購入場所・時間

当別町商工会、当別郵便局、太美郵便局、弁華別郵便局、中小屋郵便局 9 時～17 時（平日のみ）

▼購入時の必要書類

①購入引換券 ②身分証明書（免許証、健康保険証など）

▼平成 31 年 1 月 2 日以降当別町に転入した方

平成 31 年 1 月 1 日時点で住民票があった市町村から購入引換券が送付されます。当別町内で商品券を購入する場合は、購入引換券を「ゆとろプレミアム付商品券担当」までご持参いただき、**当別町のものと交換**してください。

■商品券の使用について

▼使用可能期間 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土）

▼使用可能店舗 購入引換券に同封のほか、町ホームページにも掲載しています。

▼使用できないもの ビール券・図書券など換金性のあるもの、たばこ、電気・ガス・水道料金・税金や不動産に係わる支払いなど。

▼問合せ プレミアム付商品券担当（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）

義援金

北海道災害義援金の 受取申請について

平成 30 年北海道胆振東部地震により町内のお住まいの家に被害を受けた世帯を対象に、北海道災害義援金の受取申請を受け付けています。一部損壊以上で対象となりますのでお問い合わせください。

▼対象世帯 被災時に罹災場所に居住していた世帯

▼申請期限 9 月 27 日（金）

▼申請先・問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

施設

ゆとろ 高齢者福祉センター （入浴施設等）を利用ください

▼対象者 60 歳以上の町民

▼利用できる日時 ①研修室・談話ホール 月～金曜日、8 時 45 分～18 時 ②入浴施設 月・金曜日、12 時～17 時 ③カラオケ 月・水・金曜日、12 時～17 時

▼入浴施設利用料 200 円（カラオケ、研修室は無料で利用できます）

▼その他 9 月 16 日敬老の日は、入浴施設・カラオケ・研修室を利用できます（翌日の火曜日は利用できません）。

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

後期高齢

検査項目が増えました 後期高齢者健診

年齢を重ねても元気で暮らし続けるには、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防し、悪化させないために上手にコントロールをすることが大切です。今年度より、心筋梗塞や脳梗塞などの生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、腎機能や貧血などの検査項目を増やしました。治療中の方も受診できますので、年に一度は健診を受け、体の状態を確認しましょう。受診には受診券が必要です。

▼対象 当別町に在住の 75 歳以上の方、65 歳以上で後期高齢者医療に加入している方

▼受診期限 令和 2 年 3 月 31 日

▼検査項目 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、血糖、肝機能、尿酸、腎機能、貧血）、心電図、必要者に眼底検査

▼料金 600 円（当日持参）

▼持ち物 被保険者証、受診券（オレンジ色）、問診票

▼実施医療機関 本誌 p.24 ページの健康ひろばをご確認ください。受診は医療機関に直接予約をしてください。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係（☎ 23 - 4044/FAX 25 - 5018/E-mail:hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp）

火葬場

9 月 24 日から休止します みどりヶ丘葬苑（火葬場）

▼休止期間 9 月 24 日（火）～11 月末頃まで（再開の日はホームページでお知らせします）

▼問合せ 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

注 意

秋の行楽シーズン ヒグマにご注意を！

キノコ採りやレジャーで山に出かける機会が多くなります。ヒグマとの遭遇が増える季節ですので特に注意ください。

【被害に遭わないために】

- ・ 出没情報を事前に確認する。
- ・ 一人では野山に入らない。
- ・ 野山では音を出しながら歩く。
- ・ 薄暗いときには行動しない。
- ・ クマのフンや足跡を見つけたら引き返す。
- ・ 食べ物やゴミは必ず持ち帰る。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

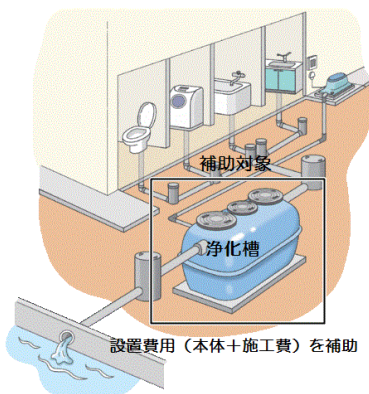
補 助

浄化槽の設置を検討している 方はご相談ください

町では、下水道が整備されていない地域を対象に、浄化槽設置費用の一部を補助します。希望される方はお問い合わせください。

▼補助額 取り付ける浄化槽により補助の上限額が異なります。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503/E-mail : kankyo@town.tobetsu.hokkaido.jp)



※浄化槽とは、生活の中で発生した汚れた水をきれいな水にして川などに流すための装置。

統 計 調 査

「全国家計構造調査」 を実施します

この調査は、国や地方公共団体における社会保障や福祉政策の検討などの身近な政策に利用することを目的に行われます。

▼調査基準日 10月1日

▼調査世帯の選定 全国約9万世帯から無作為抽出。当別町は北栄町、栄町、六軒町、対雁の一部。

▼調査の方法 9月から調査員が調査票の配布に伺います。統計法に基づき、報告の義務が課されますので、ご協力ください。

▼調査員 調査員は、北海道知事が発行する調査員証を必ず携帯しています。統計調査員をよそおったかたり調査にご注意ください。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

マ ナ ー

公園はマナーを守って 楽しく利用しましょう

公園にゴミを捨てたり、犬のフンを置き去りにする人が増えて、公園の環境が悪化しています。気持ちよく公園を利用できるように、次のことにご注意ください。

- 公園や施設を傷つけたりしないよう大切に利用しましょう。
- 空き缶などゴミは持ち帰りましょう。
- 他の利用者の迷惑となる行為は、やめましょう。
- 犬を散歩させるときは、リードでつなぎ、フンは持ち帰りましょう。
- 町内の公園内は、原則、火気の使用は禁止です。

▼問合せ 建設課維持管理係
(☎ 23 - 3197)

法 令 順 守

レンタカーを利用の方へ 北海道運輸局からのお知らせ

■レンタカーに運転手は付いていません

○レンタカー会社からは、車を借りること以外のサービスは受けられません。借りた車両をレンタカー会社の社員等（紹介やあっせんを含む）が運転することも法律に違反する行為です。

○レンタカーを借りた場合は、車を借りた利用者自身が運転しなければなりません。

■「白バス」「白タク」は法律違反です。利用した場合、保険が適用されないことがあります。

○レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービス（紹介やあっせんを含む）は、いわゆる「白バス」「白タク」と呼ばれる法律に違反する行為です。

○違法な「白バス」「白タク」を利用し、事故に遭って負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費など金銭的損害額を利用者自身が全額負担しなければならない可能性もあります。

■運転者付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けた貸切バス事業者を利用しましょう。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者の車両には、「緑ナンバー」が付いています。

○許可を受けた貸切バス事業者には「領収証」や「運送引受書」（運行の経路、運賃などを記載した書類）などの書類を利用者へ交付することが義務づけられており、口約束のみで運行することはありません。

▼問合せ 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎ 011 - 731 - 7167)

上水道

消費税引き上げに伴う水道料金・下水道使用料

10月1日からの消費税の引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料についても、消費税が10%となります（1円未満の端数は切り捨て）。変更は11月検針分（10月分料金）からです。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

森林管理

個人の森林管理を市町村に委託できる制度が始まりました

今年度から森林環境譲与税を活用して、整備を行っていない森林の経営管理を町に委託することができるようになり、個人の森林所有者を対象者に意向調査を行う予定です。森林や林業の知識経験がなくても各種補助制度を活用して、森林経営を行うこともできます。森林の所有者もそうでない方も、お気軽に林政係までお問い合わせください。

▼問合せ エネルギー推進室林政係 (☎ 27 - 5089)



納税

9月30日は国民健康保険税（第3期分）の納期限

納期限までに納付しないと、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

夜間

町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

■今月の夜間窓口（共通）

9月12日（木）・26日（木）
19時30分まで

▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

町営住宅関係窓口：建設課建築住宅係 (☎ 23 - 3147)

議会

当別町議会 9月定例会関係日程のお知らせ 変更もありますので最新版はホームページでご確認ください

■問合せ 議会事務局総務係 (☎ 23 - 3247)

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。

日にち	時間	場所	会議名	内容等
9月 3日(火)	10:00	議員控室	議会運営委員会	理事者の説明
9月10日(火)	13:00	議場	第3回定例会	報告等
9月11日(水)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
9月12日(木)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
9月13日(金)	10:00	議場	第3回定例会	監査報告・決算審査特別委員会設置
9月17日(火)	10:00	議場	決算審査特別委員会	各会計決算審査
9月18日(水)	10:00	議場		各会計決算審査・起草委員会設置
9月19日(木)	10:00	議場	第3回定例会	一般質問
9月20日(金)	10:00	議場		
9月24日(火)	10:00	議場	決算審査特別委員会・第3回定例会	決算審査特別委員会報告・人事案件・議案審議等
9月25日(水)	10:00	議場		

◎令和2年度入校

平和を仕事にする
陸海空自衛官募集

採用種目	応募資格	受付期間	1次試験期日
防衛大学 校学生	一般	9月5日(木) ～30日(月)	11月9日(土)・10日(日) ※2次試験あり
防衛医科 大学校	医学科 学生		10月26日(土)・27日(日) ※2次試験あり
	看護学科 学生		10月19日(土) ※2次試験あり

江別地域事務所では、自衛官募集等に関する説明を実施しています。
江別市野幌町40-15 G&Tビル2F(月から金 午前9時～午後5時)

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955
役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209

●防犯協会ニュース

◆夜間の一人歩きは用心を！

帰宅中の女性が背後から体を触られる事案が連続で発生しています。「遠回りでも、明るい、人通りの多い道を選ぶ」「防犯ブザーを常に鳴らせる状態で携帯する」「すぐに110番通報できるように、携帯電話を手を持って歩く」などの対策をしてください。

◎2019年刑法犯発生状況（7月末現在）

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
3件	0件	2件	0件	1件	3件

当別町防犯協会事務局 (☎ 23 - 2711)

年金

年金生活者支援給付金制度
がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るには請求が必要です。

▼対象

【老齢基礎年金受給者】

次の要件にすべて該当する方

- ① 65 歳以上
- ② 世帯全員が市町村民税非課税
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下

【障害基礎年金・遺族年金受給者】

○前年所得額が約 462 万円以下

▼請求手続き

①平成 31 年 4 月 1 日以前から年金を受給している方

対象となる方に、日本年金機構から請求手続きの案内が 9 月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成 31 年 4 月 2 日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を
装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

▼問合せ 年金生活者支援給付金専用ダイヤル (☎ 0570 - 05 - 4092)



年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【Pay-easy (ペイジー) が便利です！】

国民年金保険料を納付書で支払う場合、自宅や外出先、夜間や休日でも納付することができる Pay - easy (ペイジー) が便利です。納付書の左側に記載されている「収納機関番号」「収納番号」「確認番号」を Pay - easy (ペイジー) 対応の ATM、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。ただし、コンビニ内に設置されている複数の銀行に対応している ATM では利用できません。

【追納制度について】

国民年金保険料の免除(全額・一部・法定)、納付猶予(50 歳未満)、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は、10 年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。お近くの年金事務所へ問合せください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 9 月 19 日(木) 10 時～15 時
- ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

【国民健康保険税の納付が困難な場合】

国民健康保険税の納付がどうしても困難な場合は、早めに税務課納税係までご相談ください。保険税の納期限が過ぎても未納の場合は督促状を発送します。督促しても未納が続き納税相談などに応じない場合は、次のような措置がとられます。

- ①有効期間が通常より短い保険証を交付します。有効期間が短いので、頻繁に更新が必要になります。
- ②納付相談などがないまま滞納が続くと、資格証明書を交付します。資格証明書を提示して病院にかかる時、医療費をいったん全額自己負担になります。

【交通事故にあった場合の手続き】

交通事故など第三者の行為によってけがや病気をして保険証を使って治療を受けるときは、必ず事前に「第三者行為による被害届」を役場に届け出いただく必要があります。国保が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します。届け出をしなかった場合や遅れた場合は、本来加害者が負担すべき医療費に加入者の皆さんが納めている国民健康保険税を充てることになります。届け出に必要なものは次のとおりです。

- ①被保険者証 ②被保険者の印鑑 ③事故証明書

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

▼国民健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)